禪（禅）　祖（祖）　壯（壮）　爭（争）　莊（荘）
捜（捜）　巣（巣）　曾（曽）　装（装）　僧（僧）
層（層）　痩（痩）　騒（騒）　増（増）　憎（憎）
藏（蔵）　贈（贈）　臟（臓）　卽（即）　帶（帯）
滯（滞）　瀧（滝）　單（単）　嘆（嘆）　團（団）
彈（弾）　晝（昼）　鑄（鋳）　著（著）　廳（庁）
徵（徴）　聽（聴）　懲（懲）　鎭（鎮）　轉（転）
拂（払）　佛（仏）　勉（勉）　歩（歩）　峯（峰）
墨（墨）　飜（翻）　毎（毎）　萬（万）　默（黙）
埜（野）　彌（弥）　藥（薬）　與（与）　搖（揺）
様（様）　謠（謡）　來（来）　賴（頼）　覽（覧）
欄（欄）　龍（竜）　虜（虜）　凉（涼）　綠（緑）
涙（涙）　壘（塁）　類（類）　禮（礼）　暦（暦）
歴（歴）　練（練）　錬（錬）　郎（郎）　朗（朗）
廊（廊）　錄（録）

注　括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字であり、当該括弧外の漢字とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十九号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

財務大臣　野田　佳彦

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号の表社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下この号及び第五条第二項第四号において「ドイツ協定」という。）の項を次のように改める。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下この号において「ドイツ協定」という。）	ドイツ年金法令（ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令をいう。）の加入期間を有する者にあっては、ドイツ連邦共和国における保険番号

第一条第四号の表社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の項及び同表社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下この号において「合衆国協定」という。）の項を削り、同表社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（第五条第二項第四号において「ベルギー協定」という。）の項を次のように改める。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（第五条第二項第四号において「ベルギー協定」という。）	ベルギー王国の領域内における就労先の登録番号

第一条第四号の表社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「チェコ協定」という。）の項を次のように改める。

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「チェコ協定」という。）	チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号

第一条第四号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（第五条第二項第四号において「スペイン協定」という。）	スペインの領域内における就労先の登録番号

第一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　相手国の領域内における就労先の名称及び所在地（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第四条1の規定により同協定第二条2に規定する合衆国費用負担法令の規定の適用の免除を受けようとする者を除く。）

第五条第二項第四号の表ドイツ協定の項を削り、同表に次のように加える。

スペイン協定	スペインの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況

第七条第二項中「又は第二号」、「又は第百十四条の二十六第二項第八号」及び「の提出」を削り、「必要ないものとする」を「提出を要しない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により第五条第一項第二号に掲げる請求書が相手国実施機関等を経由して連合会に提出される場合には、次に掲げる書類は、提出を要しない。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、当該請求書に係る組合員又は組合員であった者の死亡した年月日及び死亡の原因を確認したことを証する書類を有するアイルランドの実施機関（社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定第一条1(e)に規定するアイルランドの実施機関をいう。）を経由して提出される場合に限る。